

農業委員会からのお知らせ

1 農地を転用するには農地法の許可・届出が必要です

農地転用とは、農地を住宅などの建物敷地、資材置場、駐車場など農地以外の用途にする行為のことで、土地所有者自らが農地を転用する場合は農地法第4条、所有権移転または賃貸借権などの権利設定を受ける者が農地を転用する場合は、農地法第5条の許可を受けなければなりません（市街化区域は届出となります）。

農地を無断で転用すると、場合によっては、刑事告発の対象となります。必ず事前に農業委員会へご相談ください。

大津市では、ホームページから申請書及び届出書をダウンロードできますので、ご利用ください。URL <http://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/065/2200/s/index.html>

2 農地の相続登記をしましょう

近年、農地について相続が発生しても、登記名義人が変更されず、権利関係が不明確となるケースが多くなっています。

相続登記をしていないと、相続人に所在不明者がいる場合など、すぐに相続ができず、相続分を確定することが難しくなるほか、売買等の支障にもなります。

また、未相続が重なると、誰が相続人になるのか、その調査に時間がかかり、相続登記の手続き費用が予想外に高額になることがあります。

3 相続により農地を取得した時は届出が必要です

農地を相続した方は、概ね10ヶ月以内に農業委員会に届出をしなければなりません（農地法第3条の3）。届出には相続登記完了証や登記の全部事項証明書が必要となります。

大津市農地賃借料情報

（平成31年1月～令和元年12月）

平成31年1月から令和元年12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料等の水準（10aあたり）は、以下のとおりです。金額、重量は集計値です。この水準は、農地法第52条の規定に基づき参考として提供するものです。実際の契約の締結にあたっては、貸し手、借り手の双方でよく協議してください。（100円未満、1kg未満の単位は四捨五入）

区分	平均	最高	最低	データ数
田	8,700円	15,000円	2,600円	40筆
畑	8,700円	14,000円	5,500円	11筆
（参考）物納（米）量 （10aあたり）	39kg	63kg	25kg	50筆
（参考）使用貸借（無料）	—	—	—	230筆